

東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東大和市特別職職員の給与等に関する条例（昭和52年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号中「100分の242.5」を「100分の245」に改める。

第4条を次のように改める。

（旅費）

第4条 市長等が出張した場合の旅費の額は、別表第2のとおりとする。ただし、この条例の規定により出張することが当該出張における特別の事情により困難である場合には、鉄道賃及び宿泊費に限り必要な実費を支給することができる。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

区分	旅費の額
鉄道賃	
船賃	一般職の職員の例による。
航空賃	
その他の交通費	
宿泊費（1夜につき）	15,000円を上限とした実費額
食卓料（1夜につき）	2,000円
包括宿泊費	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費及び宿泊費の合計額
渡航雑費	一般職の職員の例による。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び別表第2の改正規定並びに附則第4項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の東大和市特別職職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年6月1日から適用する。

（期末手当の内扱）

3 この条例による改正前の東大和市特別職職員の給与等に関する条例の規定により支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

（旅費に関する経過措置）

4 改正後の第4条及び別表第2の規定は、令和8年4月1日以後に出発する出張に

について適用し、同日前に出発した出張については、なお従前の例による。